

し 知っ得！かしこい消費者

【編集・発行】台東区 区民部くらしの相談課消費者担当

〒110-8615 台東区東上野4-5-6 TEL03-5246-1144

「契約」ってなんだろう？ ～ 毎日のように契約をしている私たち ～

- ◇ 「契約」とは、「法律的な責任が生じる約束」のことです。
- ◇ 「契約」は、売る人と買う人がお互い納得して約束を結びます。



「消費者」って誰のこと？

- ◇ お金を払って商品やサービスを購入して使用する人のことを「消費者」と言います。
- ◇ 中学生も、みな「消費者」のひとりです。


契約クイズ ①

この中で、契約と言えるものはどれでしょう？（○×で答えてね）

- | | | | |
|------------------------|-----|-----------------------|-----|
| 1. 友だちとサッカーをする約束をする | () | 2. スマホで有料ゲームをダウンロードする | () |
| 3. 家族にお弁当を作ってもらう | () | 4. 友だちからマンガを借りる | () |
| 5. 街角でアンケートに答える | () | 6. コンビニでジュースを買う | () |
| 7. ファストフード店でハンバーガーを買う。 | () | 8. 電車やバスに乗る | () |


「契約」のしくみ

買う人



合意

売る人



申込み ⇔ 承諾

契約の成立

◇ いったん「契約」が成立すると、それぞれに権利と義務が生じます。

契約クイズ ②

この中で、正しいものはどれでしょう？（○×で答えてね）

1. 契約書を受け取っていないければ、契約は成立しない。 ()
2. 契約書はもらったけどサインしていないので、契約が成立したとは言えない。 ()
3. 口約束でも、お互いに合意していれば契約は成立する。 ()
4. 契約書に印鑑を押さずに相手に渡したので、契約は成立していない。 ()

「契約」はやめられるの？

～ 契約前によく考えよう ～



- ◇ いったん契約を結んだら、契約したことをお互いに守らなければなりません。
- ◇ 原則として、どちらか一方の都合だけでその契約をやめることはできません。
- ◇ ただし、契約を取消したり、解除できる場合もあります。
- ◇ 契約する前に、広告やCMだけで欲しいと思っていないか、本当に必要なのか等、よく考えましょう。



「悪質商法」ってなあに？

◇ 人の弱みにつけ込んだり嘘の説明をして、言葉巧みに商品やサービスを売り付ける商法です。

アポイントメントセールス

SNSで知り合った人に会いたいと誘われて出向いたら、高額なアクセサリーの購入を勧められた。

アドバイス

販売の目的を隠して呼び出しています。ネットで知り合った人を簡単に信用してはいけません。知らない人からの呼び出しに応じるのは危険です。

ワンクリック詐欺

興味本意でアダルトサイトに入り、「18歳以上」をクリックした。その後、動画をクリックしたら突然登録になり、9万円を請求された。

アドバイス

契約は成立していないので支払う必要はありません。絶対に相手に連絡しないようにしましょう。

モデル商法

繁華街を歩いていたら、雑誌のモデルにならないかと誘われた。事務所に外出いて写真を撮った後で、高額なレッスン料が必要と言われた。

アドバイス

勧誘員の言葉に気軽に応じないようにしましょう。また、知らない人に安易に個人情報をお教えないように、気をつけましょう。

マルチ商法

先輩に「簡単にお小遣いが稼げるよ」と誘われて化粧品の販売組織の説明会に参加して入会した。しかし友人を誘えず商品だけが残った。

アドバイス

簡単にもうかるうまい話はありません。借金だけが残り、友人関係をこわすこともあります。

ケータイやインターネットは便利だけど、危険もいっぱい！ 注意しよう！

◇ むやみに個人情報（住所・氏名・学校名など）を教えるてはいけません。

インターネット通販

ブランド品のスニーカーを安く買えるサイトを見つけて、パソコンで申込み代金を振込んだら、ニセモノが送られてきた。サイトが閉鎖され、連絡が取れなくなった。

アドバイス

お店の連絡先が記載されているか等、信頼できるサイトか確認してから申込みましょう。

無料のオンラインゲーム

「無料でゲームができる」というので、スマホでゲームをした。強くなるためのアイテムがほしくて、家にあったクレジットカードで購入したら高額になってしまった。お母さんに怒られた。

アドバイス

ゲームを始める前に、利用の仕方や仕組みを確認し有料サービスはお家の人に相談しましょう。

出会い系サイト

スマホで占いサイトに登録したら、「暇なので会ってほしい」というメールが何通も送られてきた。さらに写真を送ってほしいと言われ、写真くらいなら大丈夫と思ったので、添付で送ってしまった。

アドバイス

ネットでは顔が見えず、相手の本当の姿はわかりません。知らないアドレスに返信したり写真を送付するのは、絶対にやめましょう。

契約トラブルに巻き込まれないよう、正しい知識を身につけよう！

- ◆ 世の中にうまい話はないと思え！
- ◆ 断る時はあいまいにせず、「いいません」「必要ありません」とキッパリ断ろう！
- ◆ 迷ったりおかしいと思ったらその場ですぐに契約しないで家族や友人に相談しよう
- ◆ 悩んだり困ったら、なるべく早く台東区消費者相談コーナーに相談しよう！

TEL 03-5246-1133

目指せ！ かしこい消費者！！



「契約トラブル」 ☎ 2・6・7・8
「消費者相談」 ☎ 1・2・4 ☎ 3 ☎ 5